

## 令和2年度コンテンツ海外展開促進事業（コンテンツ関連ビジネスマッチング事業）に係る企画競争募集要領

令和2年2月13日  
経済産業省  
商務情報政策局  
コンテンツ産業課

経済産業省では、「令和2年度コンテンツ海外展開促進事業（コンテンツ関連ビジネスマッチング事業）」を実施する委託先事業者を、以下の要領で広く募集します。

### 1. 事業の目的（概要）

アニメ、マンガ、映画、音楽等のコンテンツは、クールジャパンを代表する要素であり、今後も更なる成長分野として期待されている。この成長を継続し、発展させていくためには、日本発のコンテンツを海外へ展開し、拡大する世界のコンテンツ市場における需要を獲得するとともに、他産業との連携による波及効果を生み出していくことが重要である。

このような観点から、本事業では、日本発のアニメ、マンガ、映画、音楽等のコンテンツや先進的なコンテンツ技術に係るビジネスマッチングの機会を提供することにより、日本コンテンツの国際取引活性化や新市場創出を図る。

### 2. 事業内容

日本のコンテンツ産業・企業の海外展開や新市場創出を促進すべく、コンテンツ関係団体等が開催するイベントと連携して、次の（1）～（3）の各事業項目を実施する。

#### （1）コンテンツ関連ビジネスマッチングの実施

日本コンテンツの国際取引活性化や新市場創出に資する、①新人・若手クリエイターが活躍できる機会を創出するビジネスマッチングモデルの確立、②先進技術を活用し新たな連携が行えるビジネスマッチングモデルの確立、③新興マーケットへ安心して進出できるビジネスマッチングモデルの確立を目的とした複数のコンテンツ分野（映画、アニメ、放送番組、音楽、出版、ゲーム、キャラクターより5分野以上）を対象にしたビジネスマッチング等を実施する。なお、海外からメディア関係者やバイヤー等が多く来日する国内コンテンツイベントとの連携を考慮したビジネスマッチング事業を企画すること。

また、ビジネスマッチングの効果的な実施や他産業との連携促進に資する、コンテンツ関係企業の国際展開や新市場創出にとって有用な情報発信やセミナー等も実施する。併せて、海外向けにコンテンツ関連ビジネスマッチングの概要を発信するような英語版資料を作成し、インターネット等を通じて海外向けに情報発信を行うこととする。

(※) 事業規模の目安 (AND 条件)

- 海外バイヤー来場数：計 50 カ国（地域を含む）以上から計 1200 名以上（出展企業スタッフや来場のみを目的とする者ではなく、セラーとの商談を目的として来場する者。なお、国内企業バイヤーとのマッチングを排除するものではない。）
- 商談件数：12,000 件以上（うち半数以上は日本企業と海外バイヤーとの商談であることが望ましい。）
- 成約金額：100 億円以上

なお、本項目は目指すべき目標であり、必達を条件とするものではない。ただし、目標達成の実現可能性については重要な項目として審査する。

(2) ビジネスマッチング運営会議の実施

複数のコンテンツ分野間の協力体制を構築し、(1) の効果的な実施や事業成果を定量的・定性的に収集し、効果を把握・分析する等を行うビジネスマッチング運営会議を 4 回程度実施する。

(3) 事業報告書の作成

事業の実施内容について成果報告書を作成する。作成にあたっては、実際の事業内容に基づいた具体性の高い報告書とし、著作権処理済みの写真・画像素材等を多用したビジュアルなものとする。

3. 事業実施期間

契約締結日～令和 3 年 3 月 31 日

4. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを

他の法人に再委託することはできません。)

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

## 5. 契約の要件

- (1) 契約形態：委託契約（概算契約）
- (2) 採択件数：1件
- (3) 予算規模：3.282億円を上限とする。なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省と調整した上で決定します。
- (4) 成果物の納入：事業報告書の電子媒体1部を経済産業省に納入。  
※ 電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。
- (5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合は制限されていますのでご注意ください。
- (6) 支払額の確定方法：事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。  
支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支出額の対

象外となる可能性もあります。

## 6. 応募手続き

### (1) 募集期間

募集開始日：令和2年2月13日（木）

締切日：令和2年3月3日（火）12時必着

### (2) 説明会の開催

開催日時：令和2年2月17日（月）13時～14時

説明会への参加を希望される方は、10. 問い合わせへ2月14日（金）15時までにご連絡ください。

連絡の際は、メールの件名（題名）を必ず「令和2年度コンテンツ海外展開促進事業（コンテンツ関連ビジネスマッチング事業）説明会出席登録」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「FAX 番号」「E-mail アドレス」を明記願います。

なお、会場の都合により、説明会への出席につきましては、応募単位毎に2名までお願い致します。（複数組織での共同応募を予定されている場合は共同で応募される複数組織を一応募単位とし、その中から2名までの出席でお願い致します。）説明会の会場につきましてはご登録頂きました、「E-mail アドレス」までご連絡致します。また、出席者多数の場合は説明会を複数回に分け、時間を調整させて頂くことがありますので、予めご了承下さい。

### (3) 応募書類

① 以下の書類を提出してください。提出にあたっての宛名面には、「令和2年度コンテンツ海外展開促進事業（コンテンツ関連ビジネスマッチング事業）申請書」と記載してください。

※その他、参考資料の提出を妨げるものではありません。提出する場合には原則5部提出をお願いします。

- ・申請書（様式1）＜申請書1部＞
- ・企画提案書（様式2）＜5部＞
- ・会社概要票（様式3）及び直近の過去3年分の財務諸表＜5部＞

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。

#### (4) 応募書類の提出先

応募書類は郵送・宅配便・持参等により以下に提出してください。

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 商務情報政策局 コンテンツ産業課

「令和2年度コンテンツ海外展開促進事業(コンテンツ関連ビジネスマッチング事業)」担当あて

※ F A X 及び電子メールによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、募集要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

### 7. 審査・採択について

#### (1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

#### (2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

<必須項目>

- ① 4. の応募資格は満たしているか。
- ② 提案内容が本事業の目的及び事業内容に合致しており、特定のコンテンツ企業に支援対象が偏重する恐れがないか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④ 事業を遂行するための資金調達力や体制を有しているか。
- ⑤ 提案書に記載すべき内容に不足がないか。

<加点項目>

- ① 2.(1)に記載の「事業規模の目安」を達成可能な事業内容となっているか。
- ② 2.(1)の事業に新しいビジネスモデルや新たな市場開拓が期待される新規性は認められるか。
- ③ 連携する日本コンテンツイベントの実施者をはじめとする国内関係団体等とのネットワークを保有し、効果的な取組が行える実施体制となっているか。
- ④ 海外コンテンツ団体やバイヤー等とのネットワークを保有し、効果的な取組が行える実施体制となっているか。
- ⑤ 本事業を円滑に遂行するために、必要なコンテンツ産業の関連分野及び各産業界に関する知見、ノウハウを有しているか。
- ⑥ ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

8. 契約について

採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業実施体制、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

9. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおり。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の直接作業時間に対する人件費

Ⅱ. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
設営費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等の設置・運営に要する経費（機材借料及び茶菓料（お茶代）等） ※会場費（会場借料費を含む）については、本事業の中では計上しない。連携するイベントの中で用意するか、参加事業者等が負担すること。
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
外注費	受託者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費（請負契約）。 ※軽微な外注（①50万円未満の外注、②印刷費、翻訳費その他これに類するもの）については、この項目には計上せず他の適当な項目に計上すること。
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例） 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） 設備の修繕・保守費 翻訳通訳、速記費用 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等

Ⅲ. 再委託費	発注者（国）との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費 ※ただし、会場費は計上しないこと。また、軽微な再委託（①50万円未満の再委託、②印刷費、翻訳費その他これに類するもの）については、この項目には計上せず他の適当な項目に計上すること。
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

（2）直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設（事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品（備付けの机、椅子等の什器類、防災設備等）を含む）に関する経費
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

10. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 商務情報政策局 コンテンツ産業課

担当：神山 松島

E-mail：media-contents@meti.go.jp

TEL：03-3501-9537

FAX：03-3501-1599

以上